



チャンピオン賞を受賞した迫町和牛改良組合

市畜産共進会が7月4日、南方畜産物集出荷場で開催されました。

共進会は、地域の家畜改良意欲の高揚や、飼養管理技術の向上と普及に努めることを目的に毎年開催しており、今年、延べ34頭が出品されました。上位入賞牛は県共進会の出品牛候補になります。結果は次の通りです。(敬称略)

【チャンピオン賞】迫町和牛改良組合(らむね号、すぶらいと号、チバズファーム)

【最優秀賞】▼1区(若雌の1) Ⅱよしさち号、N・O・A(中田町)▼2区(若雌の2)Ⅱしげただ号、佐藤記一(東和町)▼3区(経産)Ⅱやすゆりのこ号、カブキファーム(豊里町)▼4区(高等登録群)Ⅱ迫町和牛改良組合(らむね号、すぶらいと号、チバズファーム)▼5区(父系群)Ⅱ米山町和牛改良組合(ふくゆり号、富栄隆、ふくらしい号、佐藤浩志、めぐみ号、平間喜和)

【団体賞】▼第1位Ⅱ迫町和牛改良組合▼第2位Ⅱ中田町和牛改良組合▼第3位Ⅱ米山町和牛改良組合

●宮城県総合畜産共進会

【日時・場所】①肉用牛の部Ⅱ9月6日(土)／みやぎ総合家畜市場(美里町)②乳用牛の部Ⅱ9月24日(水)／みやぎ総合家畜市場(美里町)③豚肉の部Ⅱ10月31日(金)／宮城県食肉流通公社(米山町)

【問い合わせ】▼産業経済部農政課(畜産振興係)

☎0220(34)2713

▼宮城県畜産協会

☎022(298)8473

令和8年度に実施する集会施設の建設や改修費用を補助します。

【対象事業】▼集会施設の建設・購入▼集会施設の修繕・模様替え(バリアフリー化を含む)・増築

【補助率】2分の1以内

【限度額】▼建設購入Ⅱ1千万円▼修繕・模様替えなどⅡ250万円

05

地域の集会施設の建設や改修費を補助します



令和5年度採択＝奥州陸前登米佐沼火消し保存会

令和8年度に実施する、地域の特色を生かしたまちづくりや地域課題を解決するための事業費を補助します。

【資格要件】▼市内に活動の拠点がある▼構成員が5人以上▼運営や組織に関する規約や会則を定めている▼政治活動、宗教活動または営利を目的としていない

【事業期間】単年度。ただし、事業の性質上、実施期間が複数

【対象外経費】①門、柵、植樹などの附帯工事費・購入費②用地の取得費③既存の建物の解体費④備品購入費など

【申込期限】9月30日(火)

※スケジュール、対象経費などは事前に相談ください。補助率・上限額などは変更する場合があります。要望金額の合計が予算額を超えた場合、優先基準に基づき補助団体を



令和6年度採択＝大曲地区集落センター

決定する場合があります

【申し込み問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(市民活動支援係)

☎0220(22)2173

03

牛の飼養管理技術を競う第18回市畜産共進会開催



ふるさとで働く若者の奨学金返還をサポートします

【補助要件】▼初回の補助金申請の年度末時点で年齢が40歳未満▼大学、短大、専門学校、高校など在学习中に奨学金の貸与を受け、現に返還している(または、申請年度内に返還が始まる)▼奨学金の返還および市税に滞納がない▼5年以上市内に定住する意思がある▼公務員でない

【補助期間】最長3年(年度ごと)に申請が必要です



市公式ホームページ(登米市支援事業補助金)

【支給金額】申請する年度内に返還すべき返還金の額(1年度につき上限18万円、3年間で最大54万円)

※千円未満切り捨て

【申込期限】9月30日(火)

※詳しくは市公式ホームページをご覧ください

【申し込み問い合わせ】まちづくり推進部まちづくり推進課(ふるさと定住係)

☎0220(23)7331

04

地域の力でまちをより良く協働まちづくり事業を支援



市公式ホームページ(地域協働まちづくり事業補助金)

■障害者医療費助成の所得制限限度額

扶養親族等の数	障がい者が20歳以上の場合の本人の限度額	
	これまで	令和7年10月から
0人	3,604,000円	3,661,000円
1人	3,984,000円	4,041,000円
2人	4,364,000円	4,421,000円
3人	4,744,000円	4,801,000円
4人	5,124,000円	5,181,000円
5人	5,504,000円	5,561,000円

■母子・父子家庭医療費助成の所得制限限度額

扶養親族等の数	母または父の所得	
	これまで	令和7年10月から
0人	1,540,000円	1,700,000円
1人	1,920,000円	2,080,000円
2人	2,300,000円	2,460,000円
3人	2,680,000円	2,840,000円
4人	3,060,000円	3,220,000円
5人	3,440,000円	3,600,000円



市公式ホームページ(母子・父子家庭医療費助成制度について)



市公式ホームページ(障害者医療費助成について)

新しい受給資格者証を郵送でお届けします

所得制限限度額が引き上げになります

年金課(年金医療係)

☎0220(58)2166

02

必要な医療を安心して受診医療費助成制度

障害者医療費助成および母子・父子家庭医療費助成受給資格者証の有効期間は、その年の10月1日から翌年9月30日までの1年間です。

受給要件を満たす人には、新しい受給資格者証を9月下旬に送付します(手続き不要)。また、所得制限限度額を超えたことなどにより、受給要件を満たさなくなった人には、その旨をお知らせします。

ただし、次に該当する場合は、受給要件が確認できないため、手続きが必要です。

●所得の申告が済んでいない場合Ⅱ確定申告、住民税の申告をしてください

●転入や単身赴任などにより、市で所得情報が確認できない場合Ⅱ同意書(マイナンバー)による情報照会)、または所得証明書(扶養人数や税控除額が分かるもの)を提出してください

※詳しくは市公式ホームページをご覧ください

01

登米市出身の若者を応援奨学金返還額を補助

本市出身の若者のUターンや地域への定着を促すため、市内に住所を有し、市内または近隣市町村で働く40歳未満の人を対象に、奨学金返還費用の一部を補助します。

【対象者】次のいずれかに該当し、補助要件を全て満たす人

①過去に市内に住所を有し、進学などで一度市を離れた後、令和5年4月1日以降に市内に転居し、市内または近隣市町村で働いている人

②元々市内に住所を有し、令和6年2月1日以降に大学・高校などを卒業または中退後、引き続き市内または近隣市町村で働いている人